

大学コンソーシアム京都 単位互換科目について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2018年12月18日）

大学コンソーシアム京都の単位互換制度は、普段の京都大学での学修では専門性の大きな違いなどによりなかなか触れることのできない分野を学ぶことができ、非常に有意義だと思います。

今年度の加盟大学の開講授業の総数は485講義であり、京都大学はそのうち実に53もの講義を他大学に向けて開放していることから、この制度に京都大学の貢献するところは非常に大きいとも思います。

しかし一方で、この制度を利用する京都大学学生の立場からすると、あまり有用に機能しているとは思えません。履修登録の時期と、受講できる講義の大幅な制限という2つの問題があるためです。

まず、単位互換科目の履修登録の時期は、4月上旬の限られた期間であり、この時期に後期相当分の履修登録もせねばならず、非常に不便です。KULASISで登録できるまでの利便性は求めませんが、後期相当分は10月上旬に登録できるようになることを望みます。

次に、受講講義の制限の問題です。今年度の他大学の開講授業の総数は432講義ありますが、京都大学が自学の学生に受講を認めている講義はそのうちのわずか26講義しかありません。今年度、ある大学にて興味を引く授業が単位互換科目として開講されていたのですが、その受講が認められていなかったため、受講を断念するに至りました。このような制限は、学生の利益（しかも、その学ぶという本来もっとも求められるべきところにおいて）を大きく阻むものかと思いますが、どのような基準でこれら受講可能な講義が厳選されるに至ったのでしょうか。それは合理的であったり、あるいはやむを得ない事情があるものなのでしょうか。無用な制限であればそれは撤廃されることを望みます。

【回答】（回答日：2019年1月29日）

下記のとおり回答いたします。

（教育推進・学生支援部教務企画課）

単位互換科目の履修登録時期については、大学コンソーシアム京都が設定しており、本学に限らず他大学でも同様に、前後期1年分の履修登録を3月下旬から4月上旬に登録することになっています。本学の一存で履修登録時期を設定するような個別の対応はで

きませんが、要望につきましては、大学コンソーシアム京都に伝えます。

（国際高等教育院事務部）

本学の学生が履修可能な科目は、本学の教育課程で不足している分野である「C. 文化・芸術を学ぶ」（「美術」、「芸術」、「芸能」分野）に属する科目とし、本学の「美術」、「芸術」、「芸能」分野に関わる教員による科目としての適切性の判断を踏まえ、毎年国際高等教育院で選定しています。

上記のように、本学において単位互換制度に履修可能な科目の制限を設けていることは一定の合理性があると考えています。